

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年3月まで

申立期間当時、A市内で商店を営んでおり、国民年金保険料は、毎月同市役所の窓口で納付していた。昭和40年4月に教師に採用されることが決まり同年3月に最後の保険料を納付した際、「もう、これで保険料を納付に来なくて済みますね」と同市役所の窓口職員に言われたことを記憶している。

領収書等、保険料を納付したことを証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金発足当時の昭和36年4月から保険料を納付しており、申立期間についても、A市役所の窓口で、国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、申立期間において、住所の移動も無く、生活状況に特段の変化も認められないことから、申立期間1回、1年6か月という短期間の保険料が納付できなかった事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年11月10日から28年8月31日までの期間において、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社における申立人の資格取得日に係る記録を26年11月10日、資格喪失日を28年8月31日とし、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から29年7月1日まで
複数の会社に勤務した後、A社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、厚生年金保険記録が確認できる複数の同僚の証言から、期間は明確ではないものの申立人は同社に勤務していたことが推認できる。また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者手帳記号番号の記載は無いものの、健康保険番号の記載があり、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日が同じ記録が確認でき、当該記録では資格取得日が昭和26年11月10日、資格喪失日は28年8月31日と記録されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号の記載が無いことについて、当該事業所を管轄していた年金事務所に問い合わせたところ、記載漏れと考えられるとの回答を得ており、同事業所は健康保険厚生年金保険の適用事業所でありながら、申立人のみ厚生年金保険被保険者手帳記号番号の記載が無いのは社会保険事務所（当時）の被保険者記録に不備があると考えられ、当該被保険者記録について、同僚の証言からも申立人以外に同姓同名の被保険者が存在していたことはうかがえないことから、当該記録は申立人の記録であると認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年4月1日から26年11月10日までの

期間及び 28 年 8 月 31 日から 29 年 7 月 1 日までの期間について、当該事業所の同僚は「試用期間があった」と証言をしていることから、事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえず、また、同僚による申立人の同事業所における退職日の証言も得られないことから、申立人が、当該期間において、同事業所に勤務していたことを推認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 26 年 11 月 10 日、資格喪失日は 28 年 8 月 31 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を114万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日

転籍に伴う事務処理誤りであることを事業所が認め、既にA社の事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が社会保険事務所（当時）に提出されているが、厚生年金保険法第75条該当により年金額の計算の基礎とはされていない。申立期間を年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は被保険者賞与支払届を平成21年8月24日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において申立期間の標準賞与額が114万3,000円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間の年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出を受けた賞与明細書及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿によると、申立人は申立期間に賞与の支払を受け、114万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から41年3月まで
申立期間の保険料は、母が納付してくれていた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和44年4月であり、払出し日から納付可能な期間については保険料を過年度納付しているものの、それ以前の保険料は、時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情はうかがえない。

また、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から45年6月まで

申立期間当時、父が自営しており、私は店の事務を担当していた。母が「A区役所で国民年金の加入手続をして、保険料を払っている」と言っていた。母が領収印の押してある白い小冊子を持っており、毎月納付するたびに判子が押されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親がA区役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと主張しているが、実際に加入手続に関わった母親が既に死亡しており、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、申立期間中に同区で申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月にB市で払い出されており、払出し日から納付可能な2年間については、昭和46年度分は同年9月に、45年度分は同年10月にそれぞれ過年度納付されており、第一回特例納付の期限である同年6月までに申立期間の保険料が納付された事情もうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月ごろから 58 年 3 月ごろまで
年金の加入期間を途切らせないように考えてきたが、ねんきん特別便によると A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。事業主に社会保険加入の申込みをした記憶が有るので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所の事業主に社会保険加入の申込みをした旨を申述しているところ、申立期間当時の事業主からは、厚生年金保険の取扱いについて回答を得ることができず、閉鎖時の取締役は、正社員は社会保険に加入させたが、申立人はパート従業員であり申立人に係る加入手続を行ったかどうかは不明である旨を証言しており、申立期間において同事業所に係る健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から31年2月1日まで
A社に昭和26年ごろから36年3月まで、見習期間を含め職人として継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A社に職人として勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、申立人が当該事業所の職人として記憶している同僚には、厚生年金保険被保険者記録が無い者もいること、及び「職人には常用の人と請負の人がいた」、「職人は出来高制の人がいた」と証言する同僚もいることから、同事業所においては、すべての職人を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和29年4月1日は、申立人が「見習から職人となった」と申述している時期とほぼ一致している上、申立人が「ほぼ同時期に職人となった」と申述している同僚も、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月ごろから8年10月ごろまで
平成6年8月から2年間、A社に勤めていて、給料から保険料が引かれていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年8月ごろから8年10月ごろまでA社に勤務していたと申し立てているが、同社から提出された給与台帳及び出欠集計表の写しから推認される申立人の勤務期間と申立人の雇用保険の記録が一致していることから、申立人は、6年8月26日から7年9月20日まで同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、前述の給与台帳によると、申立人の給与から控除されている保険料は雇用保険料のみで厚生年金保険料は控除されていない。

また、当該事業所の事業主に文書照会したところ「申立人は、1日4時間、週平均24時間以内勤務の従業員であったため、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった」と回答している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。